

○出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

平成27年6月1日

告示第86号

改正 平成28年4月1日告示第65号

平成29年3月24日告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への観光客誘致を促進し、地域の活性化に資するため、本市での観光を目的とした旅行を企画し、実施した旅行業者等（旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項に規定する旅行業者等をいう。次条において同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「旅行商品」とは、旅行業者等が作成する本市での観光を目的とした市外からの旅行者（以下「参加者」という。）を送客をするための募集型の企画旅行（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行で参加者を募集することにより実施するものをいう。）の商品で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市での観光を目的とし、参加者を送客するものであること。
- (2) 旅程に含まれるテーマ性及び経済効果が高いものであること。
- (3) パンフレットの展開方法など集客・宣伝の規模・手法等が本市の周知・宣伝において効果が高いと認められるもの

(補助対象旅行商品)

第3条 補助金の交付の対象となる旅行商品は、市内のイベント、観光施設等に参加し、見学し、又は訪問することが計画されており、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該企画の内容が優れているものとする。ただし、教育旅行及びスポーツキャンプは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る市内の施設（次項及び別表第1において「市

内の施設」という。)に1泊以上宿泊すること。

(2) 市内の施設に宿泊しないが、市内の飲食店で食事をとること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1つの旅行商品の参加者の実績に応じて補助金の基本額(別表第1)により算出した額とする。

2 前条に規定する要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の加算額(別表第2)により算出した額を加算する。

(1) 出水市公開武家屋敷において、有料で着物の着付体験を行う場合

(2) 海外からの参加者である場合

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書(この条において「交付申請書」という。)は、第1号様式によるものとし、同条に規定する交付申請書の提出時期は、原則として履行日の2週間前までとする。

2 規則第3条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅行商品企画書

(2) 旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物(申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に、速やかに提出すること。)

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、旅行商品造成支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、事業計画の趣旨、内容等の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、第3号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとお

りとする。

(1) 旅行商品造成支援事業補助金実績証明書（第4号様式）

(2) その他市長が必要と認めるもの

3 実績報告書の提出期限は、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定の通知）

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、旅行商品造成支援事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第6号様式によるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに廃止前の出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により補助金の額の確定の通知を行った補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成28年4月1日告示第65号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第46号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助金の基本額

要件	基準額	基準となる参加者の数	基準となる参加者の数の欄の上限を超える場合
(1) 市内の施設に宿泊するもの	100,000円	20人以上 30人以下	基準額+基準となる参加者の数の欄の上限を超える人数×500円
(2) 日帰りで食事をとるもの	10,000円		
(3) 日帰りで食事ととり、ツル観察センター又はツル博物館に入館（有料）するもの	20,000円		

別表第2（第4条関係）

補助金の加算額

要件	基準額	基準となる参加者の数	基準となる参加者の数の欄の上限を超える場合
(1) 出水麓武家屋敷群において着物の着付体験（有料）をするもの	10,000円	20人以上 30人以下	基準額+基準となる参加者の数の欄の上限を超える人数×500円
(2) 海外からの送客（宿泊）	10,000円		
(3) 海外からの送客（日帰り）	5,000円		

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

旅行商品造成支援事業補助金交付申請書

旅行商品造成支援事業補助金を交付くださるよう出水市補助金等交付規則第3条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	旅行商品名	
2	催行期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	送客目標人員	
4	販売促進・ 集客方法	
5	担当部署 担当者名 連絡先	
6	別添関係書類	(1) 旅行商品企画書 (2) 旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物 (3) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第6条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



旅行商品造成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった旅行商品造成支援事業補助金については、出水市補助金等交付規則第4条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

内訳

(1) 基本額 円（ 円＋ 人×500円）

(2) 加算額 円（ 円＋ 人×500円）

2 補助対象旅行商品名

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地

名称

代表者氏名

印

旅行商品造成支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け出 第 号の交付決定に基づき旅行商品造成支援事業を実施したので、出水市補助金等交付規則第13条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 旅行商品名		
2 催行期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 送客人員 (助成対象実績)		
4 補助金の額	円	
	内	(1) 基本額 円 円 + 人 × 500円
	訳	(2) 加算額 円 円 + 人 × 500円
5 関係書類	(1) 旅行商品造成支援事業補助金実績証明書 (2) その他市長が必要と認めるもの	

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地

名称

代表者氏名

印

旅行商品造成支援事業補助金実績証明書

旅行商品造成支援事業補助金の実績証明について下記のとおり報告します。

記

旅行商品名		
証明店舗名 (担当者名)	サービス提供日 (宿泊の場合は宿泊始期日)	証明印
	サービスの内容及び補助対象人数 (添乗員は含まない。)	
(担当者)	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他 人数 人	
(担当者)	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他 人数 人	
(担当者)	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他 人数 人	

第5号様式（第9条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



旅行商品造成支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった旅行商品造成支援事業補助金については、出水市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

内訳

(1) 基本額 円（ 円＋ 人×500円）

(2) 加算額 円（ 円＋ 人×500円）

2 補助対象旅行商品名

年 月 日

（宛先）出水市長

請求者 所在地

名 称

代表者氏名

印

旅行商品造成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の交付確定通知に基づく旅行商品造成支援事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		